

# 防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金交付要綱

平成24年4月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率)

第2条 市長は、予算の範囲内で、別表事業主体の欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）が行う事業に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の規定による事業に要する経費及び当該経費に対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、補助金交付申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業変更の承認)

第5条 事業主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨事業主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 事業主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業完了)

第9条 事業主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた事業主体は、補助金の交付を

受けようとするときは、補助金精算払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第12条 補助金の交付を受けた事業主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（報告及び検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し報告を求め、第15条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- （3） 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

（区分経理）

第15条 事業主体は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

（関係書類の整備）

第16条 事業主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業	経費	補助率	事業 主体	重要な変更	
				経費の 配分	事業内容 の変更
たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業	市内で生産され5～10月の期間に出荷された、農業協同組合の共同販売にかかるたまねぎ（市場出荷されたものを対象とする。ただし、規格外品を除く。以下「対象出荷物」という。）を対象とし、対象出荷物の月別販売価格が基準額（5月、6月、7月及び8月は86円、9月及び10月は98円50銭とする。）を下回った場合、その下回った差額に対象出荷数量を乗じ、2で除した額以内の額を交付した場合の経費。ただし、月別販売価格が山口県青果物生産出荷安定基金協会の定める最低基準額を下回った場合は最低基準額を下限とする。	総事業費の1/2以内補助金の額は円未満を切り捨てた額とする。	防府徳地地域農業再生協議会	当初事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止

第 1 号様式

年度防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金  
交付申請書

第 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年度防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業を下記のとおり実施したいので、防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事業名	補助金額 (円)	事業内容

3 事業計画

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位:円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市	その他

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費 補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
合計					

6 事業完了予定年月日

年 月 日

第 2 号様式

年度防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金  
変更承認申請書

第 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定  
通知のあった、防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業の実施に  
ついては、下記のとおり変更したいので、防府市たまねぎ長期・安定  
出荷支援対策事業交付要綱第 5 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて  
申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事 業 名	補助金額 (円)	事 業 内 容

3 事業計画

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位:円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市	その他

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費 補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
合計					

6 事業完了予定年月日

年 月 日

※関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるように両者を二段書きすること。

第 3 号様式

年度防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金  
概算払（精算払）請求書

第 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定（確定）  
通知のあった補助金について、防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業交付要綱第 8 条（第 1 1 条）の規定に基づき、下記のとおり概算払（精算払）により交付されるよう請求します。

記

事業名	事業費	市 費 補助金	既受領額	今 回 請求額	残 額
たまねぎ長期・ 安定出荷支援対 策事業					

振込先

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1：普通 2：当座 3：その他（ ）
口座名義 カタカナで記入願います						

第 4 号様式

年度防府市たまねぎ長期・安定出荷支援対策事業補助金  
実績報告書

第 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け指令 第 号の補助金交付決定  
通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市たまねぎ長  
期・安定出荷支援対策事業交付要綱第 9 条の規定に基づき、その実績  
を報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事 業 名	補助金額 (円)	事 業 内 容

3 事業実績

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位:円)

事業名	総事業費	負担区分	
		市	その他

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度 精算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費 補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
合計					

6 事業完了年月日

年 月 日

※ 支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。